

特集

立命館大学における「学生育成目標」策定の意義

— 広義の学生支援に関する内部質保証充実に向けて —

石坂和幸

要旨

大学は正課教育に責任を持つだけでなく、学生生活全体をも視野に入れた包括的な学生支援を通じて学生の学びと成長に貢献することが求められている。こうした政策を、大学の理念や目的と整合性をもって実施・検証するためには、大学がどのような学生を育てようとしているのかという学生育成目標を明確にすることが有益である。これにより、第一に、個々の政策を立案・実施するに際しては、学生育成目標の実現という観点から、その政策の位置付けや他の政策との関連性を明らかにすることが可能となる。第二に、個々の政策を検証し、改善していくに際しては、学生育成目標の実現という観点から、その到達点や課題を明らかにすることが可能となる。第三に、学生が自らの成長について考える際の方向性を示すことが可能となる。これらは、大学全体の教育や学習を含む学生支援に関する全学的な観点からの内部質保証を行う重要な基盤となる。

キーワード

建学の精神、大学の理念・目的、学生育成目標、学びの立命館モデル、包括的
学生支援、内部質保証

はじめに

私立大学は、建学の精神をその理念として設立されたものである。そのため、私立大学にとって、大学の理念は明文化されているか否かにかかわらず、設立当初から明確になっているといえる。近年の教育研究目的の学則への記載の義務化、教育目標の明確化、「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」「学生確保方針」の3つのポリシーの明確化をはじめとする取り組みは、大学の理念を自覚化し、それを教育や学生支援に活かしていくための基本的な枠組みづくりであると捉えることができる。

これらのうち、「学位授与方針」およびその中で記述される教育目標は、卒業・修了を認定するための条件として設定されているものである。「教育課程編成・実施方針」についても、大学設置基準で規定されている単位が授与される科目群によって構成される教育課程（以下、「正課」という。）における学びが射程の範囲内となっている。

しかし、大学における学生の学びは、正課だけにとどまるものではない。学生は、課外活動を含めた正課外での様々な活動を含む学生生活全体の中で学び成長している。これを考慮すれば、大学は正課教育に責任を持つだけでなく、学生生活全体をも視野に入れた包括的な学生支援を通じて学生の学びと成長に貢献することが求められているといえる。

立命館大学（以下、「本学」という。）では、学生の学びや成長の支援を行うにあたり、歴史的に正課における学びだけではなく、就職活動も含むキャリアの取り組み、課外活動、授業外の活動を含むクラス・ゼミ活動、ピア・サポート活動など多様な活動（以下、これらを総称して「正課外活動・課外活動等」という。）を学生の学びと成長の重要な要素として位置付けてきた。こうした考えから、本学では、学位毎に設定されている教育目標や3つのポリシーとは別に、正課外活動・課外活動等における学びの成果を含めた大学としての学生育成目標を2018年3月に策定した。

本稿では、本学における学生育成目標の特徴、策定の意義および経緯について全学的な観点からの教育・学習を含む学生支援の質保証との関係にも留意しつつ紹介する。私立大学にとって、学生育成目標は、社会にどのような有為な人材を輩出するのかという目標であり、それは建学の精神や使命・理念とも密接にかかわるものであることから、本学の理念・歴史という観点からも整理して紹介する。

1. 立命館大学の学生育成目標の特徴

1.1 学生育成目標の内容

立命館大学は、2018年3月に大学としての学生育成目標を制定した。その内容は下記の通りである。

立命館大学学生育成目標

立命館大学は、「自由と清新」の建学の精神と「平和と民主主義」の教学理念に基づき、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努めることを教育的使命としています。

立命館大学は、多様なバックグラウンドや個性を持つ学生達が、「Creating a Future Beyond Borders 自分を超越る、未来をつくる」ことができる主体として学び成長していくことを、様々な部署が連携することによって教職協働で支援しています。正課・課外など学生生活全体を通じて、「学びのコミュニティ」の中で相互に学び合い、切磋琢磨し、学部卒業時に次のようなことができる学生の育成を目指しています。

- (1) 多様な価値観を尊重し、他者との対話と協働を重視し、「平和と民主主義」の価値観に裏打ちされた自律的な思考と行動ができる
- (2) 幅広い教養と専門性を有し、グローバルとローカルの視点を備え、既存の枠組みや境界を超えた「自由」で「清新」な思考と行動で問題発見・解決ができる
- (3) 自己を理解し、自らの役割や課題を踏まえた責任ある思考と行動ができる

- (4) 「未来を信じ、未来に生きる」高い志を持ち、生涯にわたって学び、行動し続けることができる

立命館大学大学院学生育成目標

立命館大学大学院は、「自由と清新」の建学の精神と「平和と民主主義」の教学理念に則り、多彩な専門分野を擁し、高度な専門性をきわめることができる先進的な教育と高い研究倫理に基づく研究を行なっています。そして、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、深い学識と明晰な知性に裏打ちされたリーダーシップによって、人類や社会の発展に向けた問題発見・解決ができる人間の育成を目指しています。これらを通じて、大学院修了時に次のようなことができる学生の育成を目指しています。

- (1) 専門職・研究職としての高い倫理と「平和と民主主義」の価値観に裏打ちされた自律的な思考と行動ができる
- (2) 高度な専門性に裏付けられた知識・技能・経験を活用し、グローバルかつローカルな視点から、「自由」で「清新」な思考と行動で問題発見・解決ができる
- (3) 異なる専門分野や社会・他者との対話・協働と連携を通じて、多様な価値観を尊重しつつ、知識の創造や目標の達成に貢献する、社会的責任を自覚した思考と行動ができる
- (4) 「未来を信じ、未来に生きる」高い志を持ち、生涯にわたって学び、行動し続けることができる

なお、英語基準で入学・学習する学生がいるため、学生育成目標は英語版も作成している。英語版は日本語版をそのまま英訳したのではなく、同趣旨の内容を英語として表現している。英語版の作成に当たっては、日本語に堪能な英語ネイティブ教員と英語に堪能な日本語ネイティブ教員それぞれ複数名によって、原案を作成したうえで、日本語版と合わせて正式な学生育成目標として決定している。英語版の策定の経緯等については、本稿の趣旨とは異なるため、割愛する。

1.2 学生育成目標の特徴

学生育成目標の策定に当たって、特に重視された点は次の五点である。これらは、本学の学生育成目標の特徴といえるものである。

第一は、本学の理念・目的を記した立命館憲章¹⁾との関係を明確にしたことである。立命館憲章では、教育の目的を「その教育にあたっては、建学の精神と教学理念に基づき、『未来を信じ、未来に生きる』の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める」²⁾ こととしており、学則第1条においても本学の目的として明記している。学生育成目標が、立命館憲章および本学学則における大学の目的を実現するための政策指針となるよう、これらの理念・目的を学生育成目標の中に位置付けていくことを重視した。

第二は、この間の本学の諸政策の到達点を踏まえた目標設定としたことである。学部学生の育成目標では、2011年度から2020年度までの学園の中長期計画であるR2020において、多様な

バックグラウンドを持つ学生たちが、学びのコミュニティの中で様々な境界（Border）を超えて、相互に学び合う中で成長していくことを支援する政策を展開している。こうした政策的到達点を踏まえ、それをさらに伸ばしていくための目標として設定した。

第三は、学生の学びと成長の過程や到達点を考慮して、学部と大学院の学生育成目標を別に設定したことである。学校教育法において大学の目的と大学院の目的が区別して記載されているように、学部と大学院は教育研究の目的が大きく異なっており、一律の目標設定は適切ではない。

第四は、学部段階の学生については、正課だけではなく、正課外活動・課外活動等も学生の学びと成長に不可欠な活動として位置付け、大学として系統的・組織的に支援していくための目標として設定したことである。学生の成長には、認知的成長の側面だけではなく、人格的成長や社会的成長の側面もあり、学生時代にこうした成長を実現することは大変重要である。これらを考える際には、認知的成長が正課の課題であり、人格的成長や社会的成長は正課外活動・課外活動等の課題であるというように分けることができない点に留意が必要である。とりわけ、PBL型の学び、社会調査の手法の活用、インターンシップ、学外の組織・個人と連携・協力した学び等が広がる中で、人格的成長や社会的成長は正課においても身に付けるべき成長課題としても重要になってきている。このことは、正課と正課外活動・課外活動等において身に付けた能力は、それぞれの活動内で完結するものではなく、相互に浸透する中で、相乗的な効果を発揮するものであるといえる³⁾。学生育成目標の設定は、こうした相乗効果を発揮するための基盤を形成することも狙いとしている。そのために、3つのポリシーや教育目標等を通じた正課における教育と正課外活動・課外活動等における学生支援が共通して目指していくべき目標としての学生育成目標を策定することとしたのである。

第五は、大学院段階の学生については、研究における倫理観や専門家としての責務を目標として独自に設定することを重視したことである。これらは、関連する科目を置くことや授業の中で教えるというだけで実現するものではない。大学院学生が参加する研究プロジェクトや研究会などを含めた様々な取り組みの中においても、こうした観点を徹底していくことが必要である。本学においても、様々な取り組みを進めているが、学生育成目標との関係で位置付けなおすことにより、大学の組織、教職員、学生が、これらの目標に対してより自覚的になることを目指している。

1.3 学生育成目標の位置付け

学生育成目標と大学の理念・目的としての立命館憲章、学部・研究科の人材育成目的・教育目標・3つのポリシーとの関係は、一貫性を持った目標体系を構成するものである。これらが相互に補完しあう目標として設計することが学生育成目標策定のうえで最も重要な課題であったといえる。なお、本学の事例はあくまでも本学の具体的な状況下におけるものであり、大学が異なれば目標間の関係性も違うものとなることに留意が必要である。

教育の目的は、教育基本法に定められている通り、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な」人間を育成することである。大学においても、この目的が意識された取り組みが行われている。学生の正課外活動・課外活動はその重要な一環であるといえる。したがって、学生の教育に関する目標は学業にとどまらない

射程を持つものとして設定されるべきものであるといえる。

一方、近年の3つのポリシーとの関係では、教育目標は学位授与方針の中に位置付けるものとされている。ここでの教育目標は、『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）が示している通り、「学生の学修成果の目標」を意味するものである。この目標の射程は、「学修成果」とあるように、学位授与につながる正課における教育の目標である。学生の正課外活動・課外活動は、この目標の射程には含まれていない。

立命館憲章で定められている本学の教育の目的は、狭義の学修成果だけにとどまらず、人間形成も射程に入れている。これを実現していくうえで、学生が自主的・主体的に取り組んでいる正課外活動・課外活動も重要な役割を果たしている。したがって、本学が目指すべき目標は、正課教育だけではなく、それを基軸としつつも、正課外活動・課外活動を含めた学生支援の取り組み全体を通じた目標として設定される必要がある。

本学の学生育成目標は、立命館憲章の理念・目的を実現する観点から、正課・課外を包摂した学生生活全体を通じた学びと成長の支援を通じて、大学としてどのような学生を育てようとしているのかということを示そうとするものである。これは、大学の諸政策が包括性を持ち、整合性あるものとして実施され、R2020基本計画で提起された「総合的人間力をもった学生」像を共有できる目標として具体化したものである。また、これを学生にも公表することを通じて、学生が自らの成長について考える際の方向性を示すことができるようにしたものである。

以上を踏まえて、本学の学生育成目標は、学部・研究科の人材育成目的、教育目標、3ポリシー等の上位概念ではなく、これらも包摂したより広い概念の目標として位置付けた。

2. 学生育成目標策定にいたる経過

学生育成目標の策定は、それ自体を課題として検討を開始したわけではなかった。当初は、R2020後半期計画（計画期間2016-2020年度）を策定するに当たり、その教学・学生育成の軸となる取り組みを「学びの立命館モデル」として具体化していくための一つの分野として、学習・学修支援のあり方を検討することが課題であった。

「学びの立命館モデル」がどのようなものであるかは、2014年3月26日の常任理事会⁴⁾に報告された「学びの立命館モデル検討ワーキング答申」において示されている。そこでは、「①立命館憲章の精神、教学理念、各学部における3つのポリシーに基づく正課での学び、正課外や社会とのつながりの中での学びを通して、②『専門的素養』と『Borderを超えて主体的に学ぶ力』を基盤に総合的人間力を持った学生へと成長していくための学びをつくりだすものであり、③問題を捉える力、俯瞰して捉える力、解決へのプロセスを主体的に構築し、他者と共同して学び、社会的諸関係の中での自分の成長を自己評価して、他者に語ることでできる学び」と定義されている。簡潔に言えば、Beyond Border, Co-Learning, with Intelligence（知性を身に付け、境界を越え、ともに学ぶ）ともいうべき学びを目指そうというものである。」という内容である。これは、正課教育だけにとどまらず、正課外活動・課外活動を通じた学びも射程に入れた学びの中で学生の

成長を実現していこうとする方向性を示したものであるといえる。

これを受けて、2014 年度から常任理事会のもとに「学びの立命館モデル具体化委員会」⁵⁾ が設置され、この定義を具体的な政策として実施していくための様々な課題を検討してきた。その一つとして「学習・学修支援のあり方検討部会」が 2015 年 1 月に設置された。部会での検討の中で、学習・学修支援は、正課教育における支援と正課外・課外活動等の支援が密接にかかわりあって実施されており、今後の支援政策を展開していくにあたっては、より一層連携を強めなければならないことが明らかになってきた。学習・学修支援は多くの部署・教職員が関わるものであり、支援を実効あるものとしていくためには、共通した「大学としての教育目標」を明確にし、その実現に向けて相互に協力しあうことが重要であるとの認識を共有した。

これを踏まえ、部会は、2015 年 4 月 24 日に部会中間報告「学習支援政策の具体化に向けて—学びの立命館モデル具体化委員会学習・学修支援のあり方検討部会中間報告—」を取りまとめた。その中で「大学としての教育目標を明確にし、その実現のために求められる学習支援のあり方を正課・課外の枠組みを超えて作り上げていくことが求められる」ことを提起し、教学委員会⁶⁾ にも報告した。その後の部会での検討を踏まえ、2016 年 1 月 27 日に、具体的な「大学としての教育目標」として、本学の教育の目的を踏まえ、多様な他者と学ぶ中で、主体的に学ぶ力、他者や異なる価値観の尊重、他者とのコミュニケーションや協働などを重視した原案の提案を含む答申「大学としての教育目標の明確化と今後の学習支援のあり方について—学びの立命館モデル具体化委員会学習・学修支援部会答申—」が取りまとめられた。

この答申は、各学部・研究科等からの意見集約に付され、①「大学としての教育目標」の必要性、②立命館憲章等との関係、③学部・研究科の教育目標との関係、④正課を越える部分の位置付け、⑤提案の具体的内容などについての意見が寄せられた。これを踏まえて、2017 年度は、部長を責任者とする部会レベルではなく、副総長を責任者とする学びの立命館モデル具体化委員会において、継続して検討していくこととなった。

学びの立命館モデル具体化委員会では、意見集約で寄せられた意見も踏まえつつ検討を行ない、2017 年 9 月 27 日に「立命館大学学生育成目標」および「立命館大学大学院学生育成目標」の提案を含む報告「大学としての教育目標の具体化に向けて—2017 年度学びの立命館モデル具体化委員会報告—」を取りまとめ、常任理事会を通じて学部・研究科・関連部署等からの意見集約を求めた。

この報告では、大学としての教育目標の必要性について、立命館憲章との関係だけではなく、①学部・研究科・各部門が行っている諸政策を大学全体の目標の観点から総合的に行っていくことの必要性、②学生が自らの学びと成長を振り返り、今後の展望を理解するうえでの大きな方向性を示していくことの必要性という、大学の政策展開という視点からと学生自身の将来展望という視点からの両面で整理していることが特徴的である。このことは、将来的な政策の検証を行う際に、大学の政策意図の側面からの検証と学生自身の実感を含めた評価の側面からの検証を行うことに結びつけていくことを意図したものである。

そのうえで、大学としての教育目標は、①学位授与方針の中で示される教育目標とは異なり、学位授与の要件として設定されるものではないこと、②正課を基軸としつつも、より広く学生生活全体を通じた学びと成長の指針となるような目標とすること、③この目標は永遠不変のもので

はなく時代状況や課題に応じて中期的なスパンで豊富化されていくものであること、④目標の位置付けを明確にするため、正課における目標を想起させる「教育目標」ではなく「学生育成目標」と呼称することなどと整理した。また、学部段階と大学院段階の目標を分けたうえで、その具体的内容について提案している。

学部段階の学生育成目標では、立命館憲章に定める本学の教育の目的や立命館大学の教育・学生支援の特徴などを前文に記載している。そのうえで、次のような趣旨から目標を整理している。第一は、立命館大学の理念や特徴を踏まえた目標としたことである。第二は、学生の成長を、認知的成長、人格的成長、社会的成長の3つの観点から整理して目標を設定したことである。第三は、生涯にわたって目標を実現するための努力を継続していく観点から高い志と強い意志と行動力をもつ、学び続ける姿勢と習慣を身に付けることを目指したことである。このように、目指すべき学生育成目標を、大学の理念・目的と関連付けつつ、多角的な観点からの成長目標を明示し、それらを生涯にわたって継続していくというストーリーとして示した。

大学院段階の学生育成目標では、大学院の人材育成目的や立命館大学大学院の教育研究の特徴などを前文に記載している。そのうえで、次のような趣旨から目標を整理している。第一は、大学院における学びや研究の目的を踏まえたことである。第二は、各研究科で研究する専門性を踏まえたことである。第三は、研究倫理や科学者としての責務を踏まえたことである。第四は、専門分野の枠組みを超えた総合性と学問間の有機的な連携を目指そうとしていることである。専門性だけではなく、研究倫理や専門の枠組みを超える視点を目標の中に位置付けたことが大きな特徴である。

その後、この答申で提案した学生育成目標案に対する全学からの意見集約を踏まえ、各項目の重複をなくし、立命館憲章で謳われている「自由と清新」の建学の精神、「平和と民主主義」の教学理念、「未来を信じ未来に生きる」精神という本学の理念的特徴を明確にする修正を行ったうえで、2018年3月2日に学生育成目標を決定した。

3. 立命館大学における学生育成政策の展開

上記のような正課教育にとどまらない包括的な学生育成目標を定めることとなった背景には、長年にわたる立命館大学の学生育成政策が背景にある。ここでは、その大きな流れと特徴について振り返っておきたい。

本学は、歴史的に学生の正課外・課外活動を大学生活における学びと成長の重要な要素として位置付け、それらを重視した取り組みを進めてきた。これらの取り組みは、「学生像」を明確にする議論、学生の主体性形成を重視した議論、学生の実態把握を踏まえた議論、それらを踏まえた個別的な政策からより総合的・包括的な政策への展開などが大きな特徴となっている。

3.1 「学ぶ主体」の形成と「車の両輪」論—1980年代までの取り組み

古くは、1954年度に学生部が発行した『学生生活の手引き』において、「教育目的を達成するためには、各々の所属する学部において、卒業のために必要とされる履修単位を、まじめに修得することの重要なのは言うまでもないが、正課の学科目以外に、いわゆる課外活動を活発に行う

こともまた強く要求されるのである。大学において課外活動の重要性が強調される所以もここにある。学生諸君は学科目と同様に、課外活動に励むことによって大学教育の所期する全人教育を全うしなければならない。」⁷⁾と記載されているように、教育目的の達成に向けた活動の一環として課外活動を位置付けていることがわかる。その後も、本学では、学生の課外活動や自治活動等を学生に対する教育上の重要な目的・課題とした取り組みを行ってきた。

本学の学生の成長支援に関わっての大きな転機となったのは、1983年度の「学ぶ主体」の形成に関する議論である。ここでは、「学ぶ主体」の形成という目標が掲げられるとともに、学生実態を科学的に把握することが重要とされた。その際、正課・クラス活動・課外活動・就職活動の4つのファクターを踏まえる必要性が指摘されているように、正課と正課外活動・課外活動等を総合的に捉えようとする意識が高まってきたことがわかる⁸⁾。また、正課以外の活動を課外活動だけではなく、クラス活動、就職活動なども含めた射程へと拡大していることも重要な特徴である。これらの認識は、学生支援政策の総合化につながるものとして重要である。

その一方で、正課と課外は「車の両輪」であるといわれていたように、正課外活動・課外活動等の支援は、正課での取り組みとは区別された学生援助政策として展開されていた。また、学生生活への支援は奨学金をはじめとする経済的な支援が大きな位置を占めているなど具体的な政策としては、個別の政策がそれぞれに展開されているという状況にあったといえる。

3.2 学生支援政策の総合化と広がり—1990年代から2000年代の取り組み

1991年度には、「学生の積極面を伸ばしつつ、消極面を克服していくという教育的視点に立って、学生実態を分析し、目指すべき学生像への到達を支援するという観点から教学改革、総合的學生援助政策、キャンパス整備等を進める必要」⁹⁾があることが確認された。このことは、正課と課外活動キャンパス整備等の諸条件整備等を別々にとらえるのではなく、これらを統一的に捉え、有機的な連携を図りつつ、総合的な政策として展開していくことを意図したものであり、「総合的學生援助政策」として展開された。その後、オリター活動¹⁰⁾、阪神・淡路大震災の被害援助ボランティアでの学生の能動的な活動など学生援助政策の対象や領域が広がり、1999年度以降は「総合學生援助政策」と称されるようになった。ここでも、「学生の『学びと成長』は正課に限定されるものではなく、課外活動をはじめとする学外における自主的諸活動、エクステンション、海外留学、自学自習など多様な場」での活動を含むものとして整理されている¹¹⁾。

中でも特徴的な取り組みとして、第一に、オリター活動を今日のピア・サポート活動につながる活動として大学としても重視し、積極的な意味を与えるようになったことである。この後、ピアサポート活動は、学生の自主的な活動や大学の活動を支えるスタッフ等多様な位置づけの下で、学習支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、留学支援、ボランティア支援、図書館利用支援、情報システム利用支援、広報支援、入試広報支援、キャンパス案内支援、学部教育支援など多岐にわたる取り組みが展開されるようになってきた¹²⁾。

第二は、ボランティア活動などこれまでの課外活動の枠に収まらない活動が学生の中から発生し、当時新設された政策科学部を初めとする学部教学とも連携した取り組みとして展開されてきたことである。こうした取り組みを進めるために、大学の組織としてボランティアセンターを設置し、学生の取り組みを支援することとした点は、大きな画期となったといえる。こうした取り

組みが、本学のアクティブ・ラーニング、震災復興支援、地域連携の取り組みなどにも広がり、正課における教育の充実にもつながってきた¹³⁾。

また、この時期以降、発達上の課題や学習面での躓きによる不適応等の課題を抱える学生への対応を含めた個性が高く、対応に専門性が求められる支援が重要な課題となってきた。そのため、1997年度に「学生サポートルーム」が設置され、2011年度には発達障害を中心とする特別な支援ニーズを持つ学生を対象とする「特別ニーズ学生支援室」が設置されるなど課題に広がりに応じた取り組みが進められてきた¹⁴⁾。

3.3 立命館大学の学びと成長支援の新しい展開としての「学びの立命館モデル」

2010年には、R2020基本計画を検討するための委員会の一つとして、包括的な学習者支援政策を検討するための「第3委員会」が設置された。この委員会は、同年10月に、2020年に向けた包括的学習者支援政策の課題と方向性をまとめている。そこで示された政策の柱の第一は、自立した学習者を育てる支援、学習者を支援する環境・条件整備、特別な支援ニーズを持つ学生の支援により構成される質の高い学びのコミュニティ形成に向けた支援である。第二は、国際的な学生構成と多文化共生のキャンパスの中で学びを促進し国際社会で活躍する人間として成長することへの支援である。第三は、一人ひとりの学生の主体的学びと成長の仕組みとしての課外自主活動の発展の支援である。第四は学生の自治と参加・参画の仕組みづくりである。

これらの議論を通じて、2011年7月に策定されたR2020基本計画において、本学が育成すべき学生像として、「総合的人間力」を持った学生が挙げられている。具体的には、1) 他者とともに学び、相互の信頼と共感のなかで、一人ひとりが自己を確立していく、2) 社会とのかかわりの中で活動し、社会貢献を通じて成長していく、3) 国際社会における多文化共生と社会的な視野をもって判断し行動していくことのできる学生が挙げられている。この学生像を実現しうるものとして「学びの立命館モデル」を具体化していくことが、R2020後半期計画の重要課題となった。具体的には、「専門的素養」と「Borderを超えて主体的に学ぶ力」を身に付け、生涯にわたって学び続けることができる人材へと成長できるように学生を支援することが重要な課題となった。そして、前述の通り、この「学びの立命館モデル」の具体化の議論の中から、学生育成目標の設定が大きな課題として浮上してきたのである。

4. 教育の質保証と学生育成目標

4.1 教育目標や3つのポリシーの明確化と包括的な学生育成目標の必要性

包括的な学生育成目標を設定することとなった内発的要因以外の背景として、近年の高等教育政策の動向がある。とりわけ、この20年間に展開されてきた教育の目的・目標・ポリシーの明確化の取り組みは重要な背景となっている。

近年の大学の理念・目的と目標・ポリシーの明確化に向けた取り組みは、法令の整備と相俟って進められている。その契機となったのは、「大学あるいは学部・学科としての教育目標を明確に示し、その目標実現のための授業科目の開設及びカリキュラムの編成を行い、各教員はその趣旨に沿った授業内容・方法を決定するという一連の取組が必要である」ことを指摘した1998年

の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」であるといえる。その後、2007年度からの大学院の教育研究目的の明示の義務化、2008年度からの学部の教育研究目的の明示の義務化が実施された。また、2008年の中央教育審議会答申「学士課程教育の再構築に向けて」において学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入方針の3つのポリシー明確化の重要性が指摘され、2017年度にはその公表が義務付けられた。

これらの教育目標・ポリシーは、正課教育の体系化・組織化に積極的な役割を果たしてきたが、正課教育以外の諸活動を直接には含んではいない。正課外活動・課外活動等を含めた目標は、法令で一律的に基準を示すのではなく、大学の理念や歴史を踏まえて各大学が独自に設定していくことが重要である。その意味では、法令による規制はなじまないものであり、各大学が自律的に明確化していくことが求められるといえる。

その際重要なことは、正課での学びと正課外活動・課外活動等での学びが相互に影響しあいながら、大学における学生の学びと成長を形づくっているという視点である。正課と正課外活動・課外活動等という別の活動がそれぞれに大事であるという考え方ではなく、これらの活動全体が有機的に関連し、相互に浸透しつつ、学生の学びと成長の重要な機会となっているという考え方に立つことが求められる。

これらは自覚化されてはいなかったが、この間の正課における教育目標やポリシーの整備が進んだことを踏まえ、大学における学生の学びと成長をより広くとらえ、大学としてどのような学生に成長して欲しいのかということを学生に示す条件が整ってきたといえる。大学の側から見れば、大学としてどのような学生を育てるのかという目標を明確にし、そのために必要な諸施策を正課教育を含めて相互に関連付けつつ、包括的に行っていくことが求められる段階になったといえよう。

4.2 学生育成目標を検証指針とする教育の質保証に向けて

1.2において、学生育成目標の特徴として、これまでの政策的到達点をさらに伸ばしていくための目標として設定したこと、正課と正課外活動・課外活動等を包括した学生支援政策が目指すべき方向性を示したことを明らかにした。これらは、学生育成目標が、正課と正課外活動・課外活動等の各分野における政策展開を行っていくうえでの共通基盤を提供していること、および各政策分野だけでなく学生支援政策全体の観点から政策の評価・検証を行う指針を示していることを意味している。これらの取り組みは、正課における授業をはじめとする個々の学生支援政策を含んだ包括的な学生支援政策という観点からも、その質保証を行うことにつながるものである。

すなわち、個々の政策を立案・実施するに際しては、学生育成目標の実現という観点から、その政策の位置付けや他の政策との関連性を明らかにすることが可能となる。また、個々の政策を検証し、改善していくに際しては、学生育成目標の実現という観点からその到達点や課題を明らかにすることができる。これらによって、個々の政策が各部門の観点からだけでなく、学生育成目標という大学全体に共通する目標から再定義することが可能となる。このことは、全学的な観点から大学全体の教育や学習を含む学生支援に関する質保証を行う重要な基盤となる。今後、こうしたサイクルが有効に機能するような取り組みを進めていくことが課題となる。

この点に関しては、既に、端緒的な取り組みが開始されている。本学では、学生支援に関わる

部署は業務分野毎に分化して置かれている。例えば、全学的な教育・教務の仕組みや教養・言語・教職等の共通教育などを担う教学部、留学生の受入・派遣や全学共通の国際教育プログラムの提供等を担う国際部、課外活動や学生生活支援等を担う学生部、学生のキャリア支援や就職支援を行うキャリアセンターなどである。これらの部署が、業務分野毎に支援を行ってきたが、部をまたがる支援課題も増えてきている。例えば、学習を進めるうえで困難を抱える学生に対しては、学生部におけるカウンセリングをはじめとする専門的な支援、学部・研究科における学びや生活全般に関わる支援、国際部における留学生独自の支援課題などを連携させて支援していく必要がある。

2018年度より教学部・国際部・学生部が協力して、それぞれが実施している学生支援政策を「協創施策」として予算を含めた総合的な調整を行い、2019年度から取り組みを開始している。それを踏まえて、2019年度より、教学委員会のもとに、教学部・国際部・学生部が参画する「協創施策実施本部」を設置して、日常的な連携を図りつつ政策の立案・実施を行うことが可能な体制を設けている。これらの検証については、「教学総括」¹⁵⁾において年度単位・取り組み単位での検証を行うとともに、「協創施策」の実施最終年度である2022年度までの取り組みを踏まえて「協創施策」全体の検証を行うことになる見込みである。その際、2017年度から実施している全学生を対象とする学生実態調査である「学びと成長調査」等を含めた学生側から見た到達点の検証の仕組みを構築することも重要となる。

以上のように、包括的な観点から設定された共通の目標である学生育成目標の観点から学生の学びと成長を捉えることは、様々に実施される学生支援政策を大学としての目標に沿ったものに方向付けるとともに、業務分野を超えた総合的な政策としていくことにつながる。また、学生育成目標を公表・周知することにより、学生自身が自らの成長に自覚的になる契機を提供することにもつながる。これらは、教育・学習を含む学生支援における大学全体としての質保証の基盤強化につながるものであるといえる。とはいえ、取り組みそのものは、まだ端緒的なものであり、今後の実践の中で豊富化し、教訓化し、方針化していくことが求められる。

おわりに

最後に、これまで述べてきた本学における学生育成目標設定の意義と経緯からいくつかの教訓をまとめておきたい。

第一は、正課教育にとどまらない学生の学びと成長の支援の必要性を大学の構成員で共有することが重要であることである。この共通理解が学生育成目標設定の前提となる。

第二は、学生育成目標は大学の理念・目的に相応しい内容で設定することが重要であることである。どのような学生を育成するかは大学の理念・目的の実現と不可分の関係にある。したがって、大学の理念・目的の実現に貢献しうる目標設定が重要となる。この点は、理念・目的に相応しい教育、学生支援を行い得ているのかという教育分野における大学の質保証の鍵となるものである。とりわけ、私立大学にとっては、その建学の精神や理念を踏まえて目標を設定することが重要となる。

第三は、学生育成目標と正課における教育目標や3つのポリシー等との関連を明確にすること

が重要であることである。この点は、学生育成目標の位置付けにも関わるものであり、丁寧な議論を重ね、学部・研究科等の教学機関、学生部やキャリアセンター等学生支援を行っている部署をはじめとする教職員の共通理解を形成していくことが重要である。

第四は、この目標が、正課にとどまらない包括的な学生支援政策の目標となり、諸政策の検証を行う際の基盤となるように運用することが重要であることである。これにより、正課および正課外活動・課外活動等が整合性を持ったものとして、包括的に見直し、検討することが可能となる。

以上のような取り組みを重ねていくことが、各大学の理念に相応しい支援の展開や教育および学生支援分野の質保証にもつながる。本学の取り組み事例が、各大学における取り組みの参考となれば幸いである。

注

- 1) 立命館憲章は法人全体の理念・使命を示したものであるが、教育の目的を示している部分については、立命館大学の学則第1条において、同じ内容を規定していることから、本稿においては煩雑さを避けるため立命館憲章を本学の理念や目的を示したものとして記載している。
- 2) 本学の建学の精神は「自由と清新」であり、教学理念は「平和と民主主義」である。
- 3) 溝上（2009）は、授業に出席しつつ授業外学習や読書、遊びや対人関係にも多くの時間を費やす「よく遊び、よく学ぶ」活動性の高い学生の成長実感が高いことを示しつつ、「授業でなされることだけで学生は知識や技能を獲得しているわけではないという解釈の可能性を示唆している」と指摘している。
- 4) 常任理事会は、学校法人の日常的業務の意思決定を行うための機関であり、総長（学長）が議長となり、副総長（副学長）、学部長（理事）等の学内者の理事により構成されている。
- 5) 学びの立命館モデル具体化委員会は、初等中等教育との一貫教育も視野に入れて検討を行なうという位置づけであるため、法人の機関である常任理事会のもとに設置された。
- 6) 教学委員会は、立命館大学における教学の基本方針等を決定するための機関であり、全学部・研究科の副学部長・副研究科長・事務長や全学組織である教学部・国際部の役職者等により構成されている。
- 7) 『立命館百年史 卷二』 p.347
- 8) 『立命館百年史 卷三』 pp.290-291
- 9) 『立命館百年史 卷三』 p.1009
- 10) オリターとは立命館大学で1960年代から学生の自主的な活動として行われている上回生による新生に対するクラス援助学生のことである。
- 11) 『立命館百年史 卷三』 p.1013
- 12) これらの取り組みの特徴については、沖（2016）を参照のこと。
- 13) 代表的な事例として、サービスマーケティングセンター（<http://www.ritsumeai.ac.jp/slc/>）、災害復興支援室（<http://www.ritsumeai.ac.jp/fukkor/>）、びわこ・くさつキャンパス地域連携事例（<http://www.ritsumeai.ac.jp/fukkor/>）などがある。これらは正課外・課外活動等だけではなく、正課の授業として実施されている取り組みも含んでいる。
- 14) これらの取り組みの歴史的経緯と到達点については、佐々木ほか（2019）、柏ほか（2019）、ヒューパートほか（2019）を参照のこと。
- 15) 立命館大学では、学部等の教学機関が毎年度の教学の到達点と課題を明らかにするために、1970年代頃より「教学総括・次年度計画概要」を策定し、教学委員会を通じて全学的にも共有を図っている。

参考文献

- 沖裕貴「立命館大学のピア・サポート・プログラム」『立命館高等教育研究』第16号、2016年、1-18頁
- 柏淳子、酒井春奈、大塚ひろみ「障害学生支援におけるピア・サポートの発展と課題」『立命館高等教育研究』第19号、2019年、47-58頁
- 河井亨「大学生の成長理論の検討」『京都大学高等教育研究』第20号、2014年、49-61頁
- 佐々木麻子、榊美智子「学生サポートルームの20年と学生実態」『立命館高等教育研究』第19号、2019年、31-46頁
- 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月26日）
- 中央教育審議会「学士課程教育の再構築に向けて」（平成20年12月24日）
- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日）
- ヒューバート真由美、長谷川祥子、片岡奈津子「特別ニーズ学生支援室の到達点」『立命館高等教育研究』第19号、2019年、59-74頁
- 溝上慎一「『大学生生活の過ごし方』から見た学生の学びと成長の検討、『京都大学高等教育研究』第15号、2009年、107-118頁
- 立命館百年史編纂委員会『立命館百年史 通史三』学校法人立命館、2013年

The significance of establishing “goals to nurture students” at Ritsumeikan University:
Toward the improvement of the system for ensuring the quality of the university’s education and
research in regard to student support in a broad sense

ISHISAKA Kazuyuki (Managing Director, Division of General Planning and Development,
Ritsumeikan University)

Abstract

Universities are required not only to fulfill their duties to educate students in the regular curriculum but to give assistance for their learning and development through comprehensive support including their daily lives. In order to enforce and verify these policies in line with the university’s founding spirits and educational objectives, it is productive to clearly set the university’s goals of what qualities and skills it should enhance. This contributes to the following three measures. First of all, in formulating and enacting policies to attain the student nurturing goals, it makes it possible to make sure of the significance of the policies and to clarify the relationships with other ones. Secondly, it makes degrees of attainment and problems to tackle in such processes. Thirdly, it provides students themselves with the clues to find out their own advancement. All these can be the solid basics in-college system for quality assurance in terms of campus-wide education and student support including their studies.

Keywords

founding spirits, university’s mission and objectives, goals to nurture students, Ritsumeikan models for student learning, comprehensive student support, in-college system for quality assurance